



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)
 発行日 (月刊)
 平成18年10月10日

行政書士制度 強調月間スタート

行政書士制度強調月間の実施に向けて、県総務部長から関係機関の長並びに各市町の長に対し、以下の文書が発信されました。

滋総第701号
 平成18年(2006年)8月29日

本 庁 各 課 長
 各 地 方 機 関 の 長
 関 係 行 政 委 員 会 事 務 局 長
 警 察 本 部 長
 各 警 察 署 長

様 (写)

総 務 部 長
 (公印省略)

「行政書士制度強調月間」の実施について

このたび滋賀県行政書士会では、行政書士制度に関して広く県民の理解と協力を得ることを目的に、10月1日から同月31日までの1箇月間、「行政書士制度強調月間」を実施されることになり、この期間中は、行政書士電話無料相談、許認可手続無料相談所の開設をはじめとする各種の活動を展開されます。

御承知のように、行政書士法においては、行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除いて、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類の作成を業とすることはできないとされています。

貴職におかれましても、この期間中滋賀県行政書士会が行う諸種の活動を機に、書類の受理に携わる職員をは

じめ各関係者に対し、行政書士法の趣旨が徹底されるよう、御指導いただきますようお願いいたします。

また、行政書士が作成した書類には、記名して職印を押印することが行政書士法施行規則により義務付けられており、職印を押す場所等については次に示す様式が滋賀県行政書士会から指示されていますので、これらの確認を通じて、適正な運用が行われますよう、御留意願います。

なお、平成元年9月25日付け滋総第877号で非行政書士排除に関するプレートの設置を依頼しました機関につきましては、引き続き当該プレートの設置について御協力いただきますようお願いいたします。



今年度の強調月間ポスター

ゴム印様式

年	月	日
行政書士		
滋賀県行政書士会会員		

※ 行政書士法施行規則第9条第2項
 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

